

重度化した場合における指針

1, 支援を行う事業施設

有限会社グッドウィル グループホームはるとり

2, 支援についての基本理念

入所者の重度化に伴い、終の住処として介護を希望された方に対し、支援を行うために出来るだけ必要な「医療」「人」「介護空間」を提供し、具体的には、医療連携体制（医療と施設との連携）を実施し、適切な介護空間において、身体的および精神的ケアや、痛みや苦痛を緩和する介護技術を獲得した看護・介護職員による関わりを、可能な限り住み慣れた施設で受けることができるように最大限に努め、これらを持って尊厳ある支援を目指します。

3, 当事業所における具体的支援内容

① 身体状況の変化の把握

各職種からの情報収集により、食事摂取状況や日常生活動作、バイタルサインの確認などにより早期の発見と対応に努める。

② 各職種（医師・管理者・介護支援専門員・看護師・介護職等）の参加によるカンファレンスを開催して支援の修正あるいは変更を行う。

③ 主治医より、病状の説明を行い、今後の治療方針（インフォームドコンセント）と、希望する支援を行う。

* 医療機関に入院することを希望された場合は、入院に向けた支援を行うと同時に、入院期間中における居住費等について明確にする。

④ ご本人とご家族の意向を踏まえ、プランを作成する。

身体的ケア

: 医療体制、点滴・酸素吸入が必要とされる場合の確認とその他の医療処置の確認を行う。

: 栄養と水分量の確保（食べる楽しみをどこまで維持し支援できるか）

: 清潔（口腔ケア・入浴・部分浴・清拭・必要な被服の更衣や寝床空間の清潔を含む）

: 排泄（尿意便意のある方に対する適切な排泄ケアと便秘に関する調整など）

精神的ケア

: 疼痛ケア

: コミュニケーション（感情の表出を助ける）を重んじる。

: 環境整備（ご本人の趣味の物を置くなどの生活空間、またはプライバシーの確

保・室温空調などに関して配慮する)

- * ご家族に対しての支援（精神面や負担感に配慮しながら、十分に精神面で参加していただけるような支援を行う）宿泊や付き添いに関する支援。
- ⑤ 支援の取り組みと実施。変化する状態に応じた介護・看護についての修正と変更を行い、ご家族・ご本人へ説明と同意を得る（記録の整備）
- ⑥ 臨終時と死後の対応（死亡診断書の作成・遺留品の引き渡し等様々な事柄についての検討を行う）

4, 支援の開始時期について

支援の開始は、医師により、医学的知見において、回復の見込みがないと判断し、ご家族・ご利用者に病状説明および判断内容について説明を行い、利用者、もしくはご利用者の意思を代弁できる者が当該事業所で過ごすことの同意を受けて実施するものとする。

5, 当事業所における医療連携体制について

24時間連絡ルートを明確にし（医療との連携体制）それら理解を助ける体制マニュアルを整備する。

6, 全職員が、支援に関する共通認識を持ち、一定の研修を設ける。

- : 支援の実践に係る知識と理解
- : 苦痛に関する緩和ケア・精神的ケア
- : 介護方法および技術
- : 緊急時対応、および急変時の連絡ルートの理解
- : 報告・記録の整備
- : インフォームドコンセントについて
- : 状態観察（バイタルチェックなど）
- : 死亡診断書について、手続き等に関する理解

7, 入院・外泊期間中における居室確保と居住費などの取り扱いの説明。

8, 責任者を明確にする。

総括担当責任者：西方 知江 （夜間及び緊急時連絡の責任者も同様）